

# 自衛隊明記の改憲は 違憲無効であることの証明

集团的自衛権解釈変更という虚偽から  
紐解く憲法九六条等違反

こにし・ひろゆき 一九七三年生まれ。参議院議員(民進党)。  
二〇一〇年初当選。現在二期目。参議院憲法審査会幹事。全国憲法  
研究会、憲法理論研究会委員。元総務省課長補佐。著書に「私たち  
の平和憲法と解釈改憲のからくり  
——専守防衛の力と「安保法制」  
——違憲の証明(八月書想)など。

小西洋之

世界 SEKAI 2017.8

## はじめに

安倍総理は五月三日の憲法記念日に、「憲法九条の一項、二項を残しつつ、自衛隊を明文で書き込む」という憲法改正を行い「東京オリピックのある二〇二〇年中に施行したい」と公言した。すでに自民党は本年中に自衛隊を明記する修正案の他党協議をまとめ来年に国会提出をする方針で党内議論を開始し、また、公明党、日本維新の会も七月より議論を始める報道されている。安倍総理の情念ともいべき意志の下、来年の通常国会で憲法改正の発議を行い、来年末に任期を迎える衆議院議員の総選挙と同時に憲法改正国民投票が行う条が法規範としてどのような状態になっているのかについての客観的な科学的事実の理解が必須となる。

### 1-1 安倍内閣の解釈変更の合憲論拠の意味

安倍内閣は、九条の条文を変えない限り不可能との旨をすべての内閣が国会で答弁していた集团的自衛権行使を、解釈変更だけで可能にした。

この合憲の論拠として、安倍内閣は7・1閣議決定にどう明記しているだろうか。同決定の「3 憲法第9条の下で許容される自衛の措置」を見ると、その「(1)」で、「政府の憲法解釈には論理的整合性と法的安定性が求められる」とした上で、「したがって、従来の政府見解における憲法第9条の解釈の基本的な論理の枠内で、……論理的な帰結を導く必要がある」としている。これは、安倍内閣として解釈変更を行うに当たって政府が踏まえるべき法原理を設定したものであり、「歴代政府の9条解釈の『基本的な論理』の枠内の解釈変更であれば合憲であり、それを超える解釈変更であれば、それは政府の憲法解釈の論理的整合性と法的安定性を逸脱するものとして違憲となる」との趣旨と解される。このような法原理は、法の支配・立憲主義、議院内閣制の趣旨(国民代表機関である国会が政府の憲法解釈を監督し国民主権を担保する)に照らしても一定の妥当性が認められるのであろう。

次に、安倍内閣が考えるこの「憲法第9条の解釈の基本的な論理」なるものについて、「(2)」の中で「憲法第9条は

われる可能性が極めて高いと指摘されているところである。しかし、そもそもこの安倍総理の改憲は、一体何を意味するのだろうか。自衛隊の存在を明記するだけで九条の内容は維持されるのか。あるいは九条の内容が変わってしまうのか。結論を先に述べれば、安倍総理の改憲は、単なる自衛隊の明記にとどまらず、違憲立法である安保法制をなし崩し的に合憲化し、安保法制によって空文化された九条と前文・平和主義を死文化するものである。そして恐るべきことに、集团的自衛権解釈変更の虚偽によって国民を騙して行われる憲法改正としてそれ自体が違憲無効となることも、いわゆる「押し付け憲法論」どころではない「騙され憲法論」ともいべき想像を超える大混乱を社会にもたらすことになるのである。まさに「改憲」ではなく「壊憲」であり、「国民主権法の支配・立憲主義の破壊」と言えよう。

これは、自衛隊を憲法に明記することや安保法制に関する賛否などあらゆる立場を超えて、私たちの国が法治国家、民主主義国家であり続けそれを子孫に引き継いでいくためには、誰もがその真実から目を背けることが許されない究極の暴挙である。

## 7・1閣議決定という虚偽

安倍総理の改憲の真実を理解するためには、まず、安倍総理の集团的自衛権解釈変更(二〇一四年七月一日閣議決定、以下7・1閣議決定)における合憲の論拠とは何か、それによってその文言からすると、……あくまで外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るためのやむを得ない措置として初めて容認されるものであり、そのための必要最小限度の『武力の行使』は許容される」とし、「これが、……従来から政府が一貫して表明してきた見解の根幹、いわば基本的な論理である」と述べている。

そして、この「基本的な論理」の所在については、「昭和47年10月14日に参議院決算委員会に対し政府から提出された資料『集团的自衛権と憲法との関係』に明確に示されている」としている。この資料が「昭和四十七年政府見解」と通称されているものであり、確かにタイプ打ちで作成された同見解には「基本的な論理」と同一の文言が記載され、内閣法制局が保管している昭和四十七年政府見解の手書きによる「原義(起案文書)」においても同一の文言が記載されている。

すなわち、安倍内閣は7・1閣議決定において、昭和四十七年政府見解の中に、限定的な集团的自衛権行使を許容する歴代政府の九条解釈の「基本的な論理」が存在しているのだと明記しているのである。

1-2 昭和四十七年政府見解「外国の武力攻撃の読み替えでは、この『基本的な論理』のどこに限定的集团的自衛権行使が法理として許容されていると読み取ることができるのか。ポイントは「外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及



もし、「外国の武力攻撃」が「同盟国に対する外国の武力攻撃」との意味に読むことができない場合は、7・1閣議決定でいうところの限定的な集団的自衛権行使の法理を含む九条解釈の「基本的な論理」なるものは昭和四十七年政府見解の中には存在しない「捏造の論理」となり、「基本的な論理」が昭和四十七年政府見解に明確に示されている」との7・1閣議決定の記載は事実と反する虚偽の主張となる。その結果として、こうした捏造の論理に基づく安倍内閣の解釈変更は、自ら7・1閣議決定の中で設定した「政府の憲法解釈には論理的整合性と法的安定性が求められる」との法原理に反することになり、安倍内閣がこれ以外に合憲の論拠を有していない以上、元の「あらゆる集団的自衛権行使は違憲」という従来の政府解釈しか残らないこととなり、解釈変更もそれに基づく安保法制も絶対の違憲無効になるのである。

1-3 昭和四十七年政府見解の作成者の立法意思

ここで、昭和四十七年政府見解の国会提出要求がなされた質疑における最終決裁権者、吉國長官の答弁を紹介しよう。

■吉國長官答弁抜粋(参 決算委 昭和四十七年九月一日)

「外国の侵略が現実起こった場合に『生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利』が根底からくつがえされるおそれがある。その場合に、自衛のため必要な措置をとることを憲法が禁じているものではない、というのが憲法第九条に対するいままでの解釈の論理の根底でございます。その論理から申

は、日本そのものへの攻撃のことです。日本が侵略されていないときにどうなる、なんて議論は当時なかった」(二〇一五年八月二十八日『週刊朝日』、「(外国の武力攻撃)の対象は)日本のこと。同盟国のことは考えていなかった」(同年七月一日、共同通信)など、作成者(自身)の証言、いわば生き証人として「同盟国に対する外国の武力攻撃」という読み替えを否定されている。筆者も二〇一六年一月三日に角田氏に直接お会いした際に同じ見解を伺い、同年二月八日に参院外交防衛委員会での内容を紹介し、議事録に刻んでいる。

さらに、昭和四十七年政府見解と同じ九月一日の国会質問を受けて当時の防衛庁が作成し、内閣法制局に国会提出の決裁を仰ぎ、吉國長官ら三名が決裁した「防衛庁 政府見解」においても、「憲法第九条のもとにおいて許容されている自衛権の発動については、政府は、従来からいわゆる自衛権発動の三要件(わが国に対する急迫不正な侵害があること(略))に該当する場合に限られると解している」と明記され、「同盟国に対する」との読み替えを全否定している。

このように、安倍内閣による「昭和四十七年政府見解の読み替え」が、何らかの法的な論理ではなく単なる不正な「読み替え」行為であることは、それを作成した当事者の国会答弁や現在の生の証言、さらには、その当時に同時に作成された他の政府見解の文言から、物証と論理を持って科学的に完全に証明されている。二〇一五年の安保法制審議では、濱田邦夫元最高裁判所判事が「法匪というあしき例」(九月二十五日)、

しまして、集団的自衛の権利ということばを用いるまでもなく他国が——日本とは別なほかの国が侵略されているということは、まだわが国民が、わが国民のその幸福追求の権利なり生命なり自由なりが侵されている状態ではないということ、まだ日本が自衛の措置をとる段階ではない。日本が侵略をされて、侵略行為が発生して、そこで初めてその自衛の措置が発動するのだ」

「憲法第九条の規定が容認しているのは、個別的自衛権の発動としての自衛行動だけだということが私どもの考え方で、これは政策論として申し上げているわけではなくて、法律論として、その法律論の由来は……、わが国が侵略された場合に、わが国の国民の生命、自由及び幸福追求の権利を守るためにその侵略を排除するための措置をとるとというのが自衛行動だという考え方で、その結果として、集団的自衛のための行動は憲法の認めるところではないという法律論として説明をしている」

同じく昭和四十七年政府見解の決裁者である真田次長、角田部長も、その前後の幾つもの国会答弁で、集団的自衛権行使は「よもや憲法九条がこれを許しているとは思えない」(昭和四十七年五月二日、真田次長)、「集団的自衛権につきましては全然行使できないわけではございませんから、ゼロでございます」(昭和五十六年六月三日、角田部長(当時は長官))など、あらゆる集団的自衛権行使が違憲であることを明言している。

なお、唯一人御健在の角田部長にあっては、複数の報道機関の取材に対し、「ここに書かれてある『外国の武力攻撃』宮崎礼壹元内閣法制局長官が「いわば黒を白と言いくるめる類い」(六月二三日)と述べ、朝日新聞(二〇一六年九月一日)や東京新聞(同日)においては、この不正行為を根拠に違憲との社説報道をしているところである。

虚偽のものとの改憲は憲法九六条等で違憲無効になる

II-1 安倍総理の自衛隊明記の改憲の意味

この節では、今までの議論をもとに、安倍総理の自衛隊明記の改憲それ自体が違憲無効であることを明らかにする。

安倍総理は「憲法九条の一項、二項を残し、従来の憲法九条解釈の『基本的な論理』に基づく武力行使の新三要件という憲法上の制約は変わらない」旨を答弁し(参院予算委、二〇一七年五月九日)、自民党の保岡興治憲法改正推進本部長は「安倍総理は、政府解釈も含めた憲法九条の解釈には一切触れずに、自衛隊が違憲との議論の余地をなくす改正を提案」(六月二日)、新たに同本部顧問に就任した高村正彦副総裁は「集団的自衛権は憲法学者が違憲だといっているが、この神学論争には今回の改正では終止符を打たない」(六月二〇日)との旨を述べている。これらの発言からは、安倍総理のもと自民党は、①従来の政府解釈は一切動かさずそのまま維持し、かつ、②7・1閣議決定の解釈変更の合憲性などについては触れず争わない憲法改正なるものを企図しているものと解される。

そして、これらの改正方針からは、新「第九条の二」にお

いて、武力行使の高三要件を一言一句過不足なく規定する方式ではなく、「前条の規定は、必要最小限度の自衛権を行使する実力組織（自衛隊という。）を設けることを妨げるものと解釈してはならない。」など、自衛権の内容について具体的に規律しない方式を想定しているものと解される。しかし、この方式においても、憲法改正原案の国会審議で与党の発議者は「第九条の二の自衛隊は限定的な集団的自衛権行使ができる」との条文解釈を容弁せざるを得ないことから、上記②の改正方針を実現することは不可能であり、結局、現時点における安倍総理の改憲とは「従来の政府解釈を維持しつつ、かつ、必ず安保法制を合憲化する」ものとならざるを得ない。

II-2 憲法九六条及び国民投票法違反の無効

しかし、この「従来の政府解釈を維持する」との方針を安倍総理らが掲げる限り、自衛隊明記の改憲は必ず違憲無効となる。すなわち、憲法改正原案の審議において与党発議者は「従来の九条の政府解釈とは何か」という追及に対し、必ず、「昭和四十七年政府見解の中に、限定的な集団的自衛権行使を許容する従来の九条解釈の『基本的な論理』が存在している。よって、限定的な集団的自衛権行使はもとと合憲だったのだ」との虚偽を主張せざるを得ないのであり、このような虚偽の主張により国民を騙して行う憲法改正には、何らの法的な正統性も認めることはできないからである。憲法九六条の国民への「提案」及び国民による「承認」の条文解釈におい

II-4 「騙され改憲」が生じさせる未曾有の大混乱

仮に、九条の二改憲の国民投票が強制され、憲法改正への賛成が過半数の結果となったとしても、憲法改正の有効性を巡って果てしない大論争が生じることになる。これは、安倍総理や与党議員の虚偽の説明を信じて賛成票を投じてしまった（反対票を投じることもあり得る）、またそもそも憲法改正案の発議等が国会議員の憲法尊重擁護義務に違反して違憲無効であるなど、さまざまな違憲・違法論点を巡って批判が生じ得る。その結果、いわゆる「押し付け憲法論」の次元ではない、国民が騙されて国民投票をさせられてしまった、安倍総理と与党議員らによる集団詐欺的な行為によって国民が憲法を奪われてしまったなどの「騙され憲法論」ともいえるべき政治的・社会的な大混乱を巻き起こすことになるのである。

おわりに

安倍総理は六月二四日、神戸市内での講演会において「次期臨時国会が終わる前に、憲法審査会に自民党案を提出したい」との新たな「決意」を表明した。まさに、壊憲の動きが本格化する臨時国会の前に、野党議員とあらゆる専門家、報道関係者などが歴史の教訓に基づき「昭和四十七年政府見解の読み替え」と「自衛隊明記の壊憲」の真実を徹底的に訴え、国民世論化することが必須である。憲法施行七〇年の広島・長崎の原爆の日、終戦の日、そして安保法制強行採決から二年の九月一九日などの節目に向けて、主権者として究極のポ

て違憲無効となり、国民主権原理を定めた「この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法……を排除する」との前文の明文規定からも違憲無効となる。さらには、国民投票法第一四条の衆参議員で構成される国民投票広報協議会の作成する広報物が虚偽に基づくものとなることから、本法に違反して無効になると解される。なお、虚偽に基づく違法な国民投票の実行に対しては、国民投票法第一二七条により国民投票無効の訴訟が提起可能であり、また、同法第一三三条において裁判所は緊急の必要があるときは憲法改正の効果の発生の全部停止等ができることになっている。さらには、行政事件訴訟法第三条に定める「無効等確認の訴え」、「差止め」の訴え等の提起の可能性も十分に検討に値すると解する。

II-3 憲法九九条の憲法尊重擁護義務違反の無効

そもそも九条を法規範として扱わない「昭和四十七年政府見解の読み替え」という虚偽の主張に基づく憲法審査会での改正原案の審議や本会議での改正案の発議、前記の国民投票広報協議会の広報等の行為は、端的に、憲法九九条に定める国会議員の憲法尊重擁護義務に反し違憲無効である。これは憲法九八条一項の「この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する……国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない」との明文規定からも明らかである。

スト・トゥルースの政治を終わらせる。今こそ、平和国家、法治国家の私たち日本国民の真価が問われているといえよう。

※本稿は、一国会議員及び一科学者としての立場による。

(1) 詳細は拙著『私たちの平和憲法と解釈改憲のからくり——専守防衛の力と「安保法制」違憲の証明』（八月書館）を参照。全ページ及び関係の政府見解の写しを以下で公表している。  
<http://konichihironoki.jp/kaiwa/2/>

(2) 昭和四十七年政府見解の「原義」は、二〇一五年四月に筆者が初めて内閣法制局より開示させ、その存在が明らかになったものである。

(3) 安倍内閣はこれらの物証に基づく追及に対し論理破綻した答弁拒否に終始している。詳細は「平成二八年一〇月二〇日、同一二月八日 外交防衛委員会質疑」など国会議事録検索システムで「小西洋之 昭和四十七年政府見解」を検索。 <http://kokkai.ndl.go.jp/>

(4) 解釈変更により空文化している九条及び前文・平和主義の法理は、この改憲で完全に死文化となる。前掲拙著第二章、第五章及び平成二九年六月六日参院外交防衛委員会会議録を参照。

(5) 国民投票法第一二八条の立法趣旨「司法が政治的、恣意的に判断することを防止する」及び公選法第二〇五条による議員定数訴訟の裁判例等を踏まえると、無効判決が下され得ると解する。

(6) 限定的な集団的自衛権の実体は国際法違反の先制攻撃であり（宮崎礼堂元内閣法制局長官陳述 衆一平和安全法制特別委員会 平成二七年六月二二日）、憲法九八条二項等からも違憲無効となる。

(7) 違憲無効の改憲を回避するため「基本的な論理」を放棄すれば、より大きな集団的自衛権行使を解禁し、「基本原則である平和主義の変更は改憲の限界を超える」（衆一憲法審査会 平成二八年一月二四日）との自民・公明の覚見解からも説明不能であろう。